

# 次期滋賀県国土強靭化地域計画 骨子案

## 第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

### 計画策定(改定)の趣旨

- 琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ巨大地震等を始めとする地震災害や、近年増加傾向にある台風やゲリラ豪雨等を起因とする風水害への対応が大きな課題
- 人口減少社会において、公共施設等社会資本の維持管理・更新等が課題
- 國土強靭化基本法に基づく本県の國土強靭化に係る地域計画について、平成30年12月の國土強靭化基本計画の見直し内容を反映
- 現計画策定後の県内の災害とその対応や滋賀県地域防災計画の修正内容を反映

### 基本的な考え方

#### <対象とするリスク>

大規模地震および風水害等

#### <基本目標>

- 人命の保護が最大限図られること
- 社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

#### <事前に備えるべき目標>

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

<計画期間> 令和2年度から令和6年度の5年間

## 第2章 本県の地域特性

地域の特性に応じた自然災害を想定する必要があることから、地域特性を記載

- 地勢（地形、地質）
- 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等
- 近畿 1,450 万人の命の水源である琵琶湖
- 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝
- 製造業を中心とする内陸工業県
- 周辺地域における原子力施設の立地

## 第3章 脆弱性評価

- 対象としたリスクを踏まえ、4つの基本目標と8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、41の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靭化に関する個別施策および横断的施策を総合的に評価

### 施策分野

#### 〔個別施策〕

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療、④エネルギー、  
⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

#### 〔横断的施策〕

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

### リスクシナリオ

#### 1 直接死を最大限防ぐ

- (1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- (2) 密集中市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- (3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- (4) 琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
- (5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
- (6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- (1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- (2) 数多かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- (3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- (4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混亂
- (5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- (6) 被災地における感染症等の大規模発生
- (7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

## 3 必要不可欠な行政機能は確保する

- (1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
- (2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- (1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- (2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- (3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

- (1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- (2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- (3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- (4) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
- (5) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
- (6) 食料等の安定供給の停滞
- (7) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- (1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
- (2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
- (3) 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- (4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
- (5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- (1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- (2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
- (3) ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
- (4) 有害物質・油の大規模拡散・流出による県土の荒廃
- (5) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

- (1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- (2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- (3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- (4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- (5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- (6) 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県経済等への甚大な影響

## 第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための国土強靭化の推進方針を策定する。

### 施策項目

#### <行政機能>

- 1 危機管理センターの活用促進
- 2 行政情報基盤の防災機能の強化
- 3 災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持
- 4 住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信
- 5 県の業務継続に必要な体制の整備
- 6 関係行政機関等との連携体制の整備
- 7 要配慮者対策の推進
- 8 帰宅困難者対策の推進
- 9 非常用物資の備蓄促進
- 10 被災者の生活再建支援
- 11 原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築

#### <警察・消防等>

- 12 警察施設の耐震対策
- 13 交通安全施設の計画的更新や信号機電源付加装置の整備
- 14 警察救出・救助部隊の災害対応能力向上・資機材等整備
- 15 業務継続に必要な体制の整備
- 16 消防人材・消防職団員等の育成・確保

#### <住宅・都市>

- 17 住宅・建築物の耐震対策
- 18 空き家対策
- 19 緑地・オープンスペースの確保
- 20 上水道・工業用水道施設の防災対策の推進
- 21 下水道施設の防災対策の推進
- 22 危険物等対策の推進

### <保健医療>

- 23 災害医療体制の充実
- 24 感染症の発生・蔓延防止
- 25 福祉避難所等の機能強化

### <エネルギー>

- 26 自立・分散型エネルギー・システムの整備促進
- 27 適切な燃料供給のための体制整備

### <産業>

- 28 中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援
- 29 本社機能の誘致・企業立地の促進

### <交通・物流>

- 30 主要幹線道路等ネットワークの整備
- 31 緊急輸送道路等ネットワークの整備
- 32 道路斜面対策の推進
- 33 無電柱化対策の推進
- 34 道路啓開体制の整備

### <農林水産>

- 35 農地・農業水利施設等の適切な保全管理
- 36 農業集落排水施設の機能保全
- 37 ため池の防災対策の推進
- 38 卸売市場の流通拠点機能の保全
- 39 農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策
- 40 水産業関係施設の機能保全

### <国土保全・土地利用>

- 41 流域治水の推進
- 42 河川の整備
- 43 琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策の推進
- 44 治水ダムの適切な管理・運用
- 45 浸水対策の推進
- 46 土砂災害対策の推進
- 47 山地災害対策の推進
- 48 鉄道施設の防災機能の強化
- 49 建設産業の担い手育成・確保
- 50 地籍調査の推進

### <環境>

- 51 有害物質等対策の推進
- 52 凈化槽の管理体制の整備
- 53 災害廃棄物処理体制の強化・充実

### <リスクコミュニケーション>

- 54 防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上
- 55 災害ボランティアの活動支援
- 56 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

### <老朽化対策>

- 57 公共施設等マネジメント

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

### 計画の推進と見直し

- 国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、取組を推進
- 概ね5年ごとに見直し

### 進行管理

- 県地域計画に基づく国土強靭化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、毎年度その進捗状況を把握

※国の関係予算の重点化等への対応として、各府省庁の方針を確認した上で、事業一覧を別紙にとりまとめ記載する予定。